

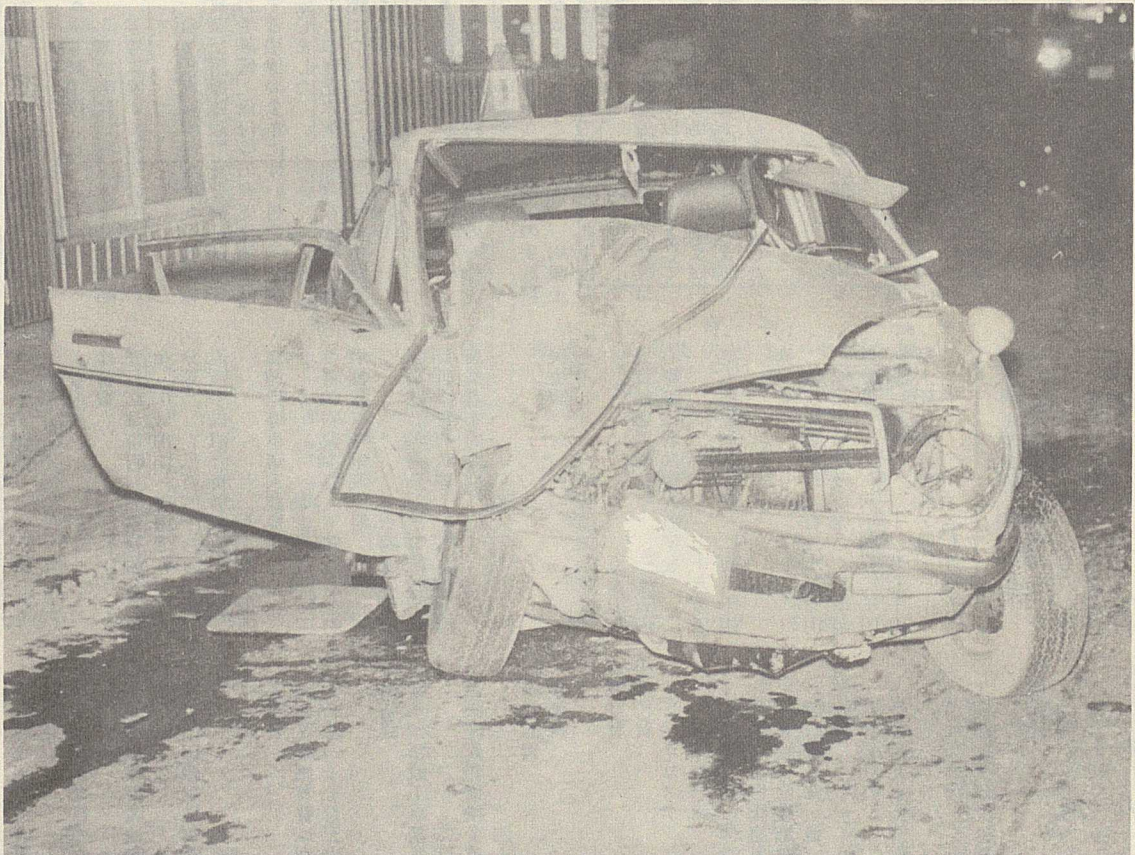
きたうら

村の人口と世帯

昭和51年6月末日住民基本台帳調

		前月比
世帯数	2,504	増 3
人口	11,214	増 10
男	5,574	増 1
女	5,640	増 9

昭和51年7月20日発行 第183号 ◆発行と編集 茨城県行方郡北浦村役場 ☎ 02915-2111



交通ルール 守るあなたが 守られる

夏の交通事故防止県民運動

7月20日から8月31日

6月定例議会

北浦村議会6月定例議会は、二十四日から二十九日に行なわれ、消防団員退職報償金、国保税、証明などの手数料の引上げが行なわれました。また、一般会計の補正で道路の舗装（九本）が行なわれることになりました。

■報告第3号

専決処分の承認を求めることについて
地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険条例の一部を改正するために専決を行ない、承認されました。
改正内容の主なものは、つぎのとおりです。
国保税の賦課限度額が、十二万円から十五万円に引上げられました。課税率については、つぎのような率になりました。
所得割 百分の三・四
資産割 百分の三・三
被保険者均等割 一人当たり四千七十円
世帯別平等割 一世帯当たり六千円

■議案第17号

北浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部が改正されたことに伴い、北浦村の非常勤消防

団員の退職報償金の引上げが行なわれました。

■議案第18号

北浦村職員の育児休業に係る給与等に関する条例の制定について
義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の公布に伴い村条例を制定しました。
この育児休業の許可を受けた職員については、その期間中の給与は支給しません。

■議案第19号

北浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
五月一日から戸籍関係の手数料が改正されたことに伴い、均衡上改正したもので、諸証明の手数料が一件につき、百円になりました。なお、土地及び家屋については十筆及び十棟以下を一件として、それをこえる場合は、一筆及び一棟を増す毎に十円加算されます。七月一日から実施されました。

■議案第20号

北浦村税条例の一部を改正する条例について
地方税法の改正が行なわれ、関係法令が公布されました。これに伴い村税条例を改正したものです。が、字句の変更で内容の変更はありませんでした。

■議案第21号

昭和五十一年度北浦村一般会計補正予算について
一般会計で、一億五千六百三十

九万四千円の追加補正を行ないました。予算総額は、十三億一千三百七十二万八千円になりました。

主な歳出

- 総務費
・鹿行広域市町村圏事務組合負担金（広域消防・養護老人ホーム分等） 三百四十六万四千円
・退職手当組合特別負担金 百二十三万一千円
・交通指導車購入費等 七十二万四千円
・戸籍印刷製本費 九万八千円
・水質監視員報酬・他 十四万八千円
・商業統計調査員手当・統計調査員研修費補助等 五万四千円
・農業基本調査費 減六十万九千円
- 民生費
・老人センター組合追加賦金 五百万円
・児童館建設補助 三十万円
・心身障害者扶養共済年金 二十八万円
・老人医療消耗品費 二万八千円
- 衛生費
・ごみ収集委託料 百三十五万円
・し尿捨場整地及び堀さく工事請負費等 八十四万二千円
・医薬材料費 十二万七千円
・野犬死体処理委託・他 七万三千元
- 農林水産業費
・本宿野菜集荷所設置補助金 三万八千円
・第一出荷組合産産会館兼集荷所設置補助金 三十七万七千円
・葉たばこ菌核病緊急防除補助金 六十一万一千円
- 小舟津土地改良区緊急排水対策補助金 十五万円
・成田地区緊急排水対策補助金 三万五千円
・北浦土地改良区地籍調査費補助金 八十四万円
・林道山田線用地費・工事請負費等 四百二十六万円
- 土木費
・舗装工事請負費（別表） 一億一千七百五十六万八千円
- 消防費
・貯水槽新設工事請負費 二百七十五万円
・退職団員報償掛金追加 四十二万四千円
・消耗品費 三十四万円
・修繕料 六万八千円
- 教育費
・小学校費
・シンクロファックス・レイト・複式学級用 十九万二千円
・工事請負費（体育物置小屋金網取付・図書室渡り廊下修理・運動場水道施設） 十九万円
・碎石購入費・他 五万五千円
・設計委託料 四十八万円
・外部軒先まわり改修工事 一万二千元
・消耗品費等 十一万八千円
・道路指導研究補助・他 五万五千円
- 幼稚園費
・通園バス委託料 百五十四千円
・園舎基礎修工事 四十五万八千円
・社会教育費

要分館フエンス工事

- ・高令者学級費 三十七万一千円
・青年団婦人教育指導者研修会・他 二十万円
・保健体育費 八万四千円
・プロパンガス貯蔵庫配管及びホース取替 二十五万円
・体育指導員・村体育協会ユニホーム補助 八万円
・保樹検査 二万九千円
- 諸支出金
・村税還付金等 二万一千円

■議案第22号

昭和五十一年度北浦村国民健康保険特別会計補正予算について
百七十四万四千円の追加補正を行ない、歳入歳出それぞれ三億三千六百九十六万円になりました。

主な歳出

- ・療養給付費負担金返納金 百六十七万八千円
・助産費補助金返納金 一万四千円
・印刷製本費・他 六万二千元
- 議案第23号
北浦村道路線の廃止について
村道平須賀道・手賀道を廃止しました。今後は、農道整備事業として実施されます。
- 議案第24号
土地改良事業の施行について
農道のはりで農産物に与える被害が大きいので、この被害を防止するとともに、輸送の改善や道路の維持管理の合理化をはかるため、団体営農道整備事業を行ないます。
工事名称と場所

南原地区農道整備工事

小貫南原地区
工事概要
延長三千四百四十五メートル
巾員五メートル
事業費
四百八十五万円（請負工事）

□会議案第一号

鹿行地方総合事務所へ畜産振興のための担当課（室）設置に関する意見書の提出について
（提出者 額賀実・野原広・中村德行・斎藤三義・方波見全弘）
原案可決し、茨城県知事に提出しました。

意見書の概要

最近の畜産農家は、生産資材の高騰、畜産物価格の不安定、労働力不足等で経営の危機に直面している。解消には行政の力が必要であり、畜産経営者の多い当地域に畜産課（室）の設置・職員の増員をはかり、組織的強化をはかることを強く要望する。

□会議案第二号

農業経営の安定確立ならびに要求米価実現に関する意見書について
（提出者 額賀実・野原広・中村德行・原一三・斎藤三義）
原案可決し、関係行政庁あて提出しました。

意見書の概要
米麦作農家が、農業経営の安定を確立し、安心して生産に従事できるように、米の政府買入価格六十kg当り二百二十円をはじめとする十六項目の要請事項の実現を強く要望する。

請願審査

□受理番号3
道路舗装に関する請願
（北浦村小幡石橋莊市郎外一名）
審査結果 採択

□受理番号4

原口線村道改良に関する請願

舗装計画 (別表)		
1.	二反田道	1,070m
2.	新橋道	1,240m
3.	要口道	960m
4.	原口道	1,210m
5.	十ヶ沢平須賀道	245m
6.	鉾田道	860m
7.	中根小幡道	3,000m
8.	北高岡道	180m
9.	宿道	435m

第5回臨時議会

(7月14日)

■議案第25号

北浦中学校改修工事請負契約の締結について
中学校のテラス・極などが破損していますので、この改修工事をする必要があります。原案どおり可決されました。
契約金額 千五百五十五万円
契約先 鉾田町 東野建設(株)
工事期間 7月14日～8月31日

※定例会での一般質問は、後に登載する予定です。

お子さんが

“暴走族”に

加入していませんか

最近、暴走族による暴走行為や暴力行為が多発しており、さらにシンナー等乱用者の増加など、大きな社会問題になっていきます。良くない友人が多くなる。夜間の遠出が多くなるので、健康を害し、勉学に熱が入らなくなる。ガソリン代がかさみ、経済的

負担が多くなるので、これを補うために、盗みなどの犯罪を犯すことが多くなる。事故や事件にまきこまれ、将来においてとりかえしのつかないマイナスとなる。社会的に大きな批判を受ける。など、どれをとってもマイナス面が多く、有益なことはありません。

お子さんが暴走族に加入しないよう次の事に注意してください。

- ・自動車は、年令や必要性を考えて安易に買い与えない。
- ・夜間、特に土曜日の夜間は暴走族の集日となっているので、車は運転させない。
- ・自動車の走行距離やガソリン代などについて常に関心をもち、暴走行為を早めに見つける。
- ・夜間の行動（就寝しているか、どういう遊びをしているか等）について、特に注意を払う。
- ・友人の誘いにのらないよう監視を強める。

将来性に富む若いエネルギーを

暴走族のような集団内で発散させることは余りにも惜しいことです。もし、加入しているお子さんがいましたら、家族でよく話し合っ

て脱会するよう説得してください。また、このような困り事がありましたら、麻生警察署防犯係、駐在所などにお気軽に相談にどうぞ。（管内周辺には梁山泊（リョウウザンバク）・慈母観音・滝陰（タキオン）などのグループがあります。）

警察官募集

ただいま警察官の募集を行なっています。お近くの駐在所へ申し込んでください。（8月20日まで）

うちの子に限って……

……と思うまえに

こどもの生活に

注意を

一般質問

三月定例会で行なわれた、一般質問（三月九日）の内容を収録したものです。

ため池整備について

野原広議員

ため池整備については、昭和四十三年ごろ、県の十年計画で完全整備を行なうということで予算化し続行されています。そうしたうえからも本村といたしましてやるべきではないでしょうか。四十八年度に農業委員会において、ため池調査を実施したわけでありましたが、大小ふくめて八十五箇所あったわけでありまして、その内容については、意見書として村長に提出してあります。この内容等でごさいます、国庫補助事業になるものは、ため池補償事業ということで五十パーセントの補助、受益面積が概ね五ヘクタール以上、貯水量三立方メートル以上、事業費が二百万円以上、また、県の単県事業といたしまして、五十パーセントの補助率、受益面積はやはり五ヘクタール以上、堤防や附帯設備の改良ということで事業費が十百万円以上となっているのが

原則のようではありますが、重要な個所をこの補助事業の対象として整備して、水資源の確保に努力しなければならぬと考えます。この点につき、所見をおうかがいたします。

産業課長 農業委員会のため池調査そのものは、私も農業委員会の事務部局の職員ということで、村長に対し建議もしてございまして、それを受けて、産業課長という立場で、それらの推進をやつて行かなければならぬわけですが、四十八年度に中根のため池を実施いたしました。今年第二期的な工事を進めるといふ段取りで進めております。過般にもこの問題はお答えしたかと思いますが、今後農業委員会の方からの意見をふまへながら逐次改良に取組むようにして行きたいと思ひます。

野原広議員

ただ、何と申しまして、受益者の同意も必要になってまいりますので、議員さん各位の特段のご協力をお願いしたいと思います。ただいま、受益者の合意ということでございますが、この財源の方でございますが、農林漁業資金を使つてゐるようであります。これは、補助金の八十パーセントが借入れということでありまして、この返済にあつては、村が肩代りをするというように聞き及んでおります。これは、受益者と村との契約が成立してはならないことではないと思ひます。残りの二十パーセントについては受益者に負担してもらつても結構だと思ひますが、このような方法が取られてしかるべきではないかと考えるものであります。その点についていかがで

商工会館と津澄公民館について

千ヶ崎議員

まず第一点は、公民館分館の運営についてであります。まず、津澄分館についてであります。北浦村公民館津澄分館については、公民館設置条例に、はっきりと設置することゝなつておられます。この運営については、昨日の本会議において看板を設置するよう、出久根議員さんから要望があつたわけでありまして、昨日の公民館長の答弁ですと、商工会からまだ返事がないんだという答弁だつたかと思ひます。私はまだ、現在でも、商工会に津澄分館に併設されていることに異議が出るのではないかと思ひます。一部私の耳にしているところによれば、六百万円商工会では補助としていたでいてゐるのだから、分館は存在しない、こういう話を聞いております。この運営と所属問題の二

点をおうかがいたします。公民館長 私どもは、行政機関でございせんので、行政機関の方から公民館の分館として使用しろという指示があつてはじめて私どもの管轄下に入るわけでありまして、現在の商工会館は公民館分館としての取扱いはしておりません。

千ヶ崎議員

分館として取扱いはしてゐないということ、やはり、あの会館の陳情書が出て廃案になつた時点、あるいは二階建ての分館をつぶす時点、敷地の利用の時点、あるいは予算審議の時点など、何回となく審議されたわけでありまして、私は、商工会館と公民館津澄分館の共用がよいだろうということ、予算づけをしたわけであり

しかし、予算書には、商工会に付する補助として六百万円計上されたわけでありまして、やはり、財産は村のものだということでありまして、村の財産なら条例でもありますように、覚え書、あるいは契約があつたのではないかと思ひます。その点うかがいます。収入役 私が、商工会長をやつておりました時に建設したわけでごさいます、当時、村の方から六百万円の補助をちょうだいしたわけでありまして、その時に公民館兼用という条件、意味をもつた公民館併用ということと六百万円をちょうだいして、商工会が必ず公民館としての役目を果たさせ、商工会が建物の維持管理をするというわけだつたわけでありまして、昨日も質問もあつた津澄分館の看板を掛ける掛けないという件に

要公民館の使用
規程と柵の建設
について

千ヶ崎議員

次に要分館であります。竣工式または度々の集会で、要分館としての使用規定をつくつてほしいという要望をしておたわけでありまして、その後運営委員会が開かれたようでありまして、この運営委員会では、中央公民館に準ずるといふことだけだつたと思ひます。去る研究会集の際、また4日クラブや青年の方から、いつも机がベタベタしているのは我々がやつたんだということといわれるので、使えないんだという意見が出ていた状態でありまして、

公民館は、広く利用していただきその使命を果たせるようにしていただきたいと願ひするものであります。

現在までの利用状況をおうかがいたします。

公民館長

要の公民館につきましては、管理者を委託いたしました。管理にあつてゐる状況であります。私も月に一、二回まわつて見てありますが、掃除用具もそろえてありますし、そういった机の汚れといったことはないと思ひますが、使用規程、使用者心得なども整備してありますので、どしどし利用を待つてゐる状況であります。ただ無人化でございまして、不便の点もあらうかと思ひますが、現在のところ問題も起きておりま

せん。

公民館は、本館分館とも、あくまで行政機関のものでありません。地域住民の住民サイドの中にあつて、社会教育の推進に供するものがその使命でありますので、行政機関の役所のように八時三十分から夕方五時までの使用時間であるといふものであつてはならないと思ひます。常に住民に利用され、その中から人間個々のつながりをいっそう深めて行く、そうしたものでありますので、あくまでも住民の要望にそつて運営するよう努力してまいりたいと思ひます。

千ヶ崎議員

そうしますと、分館規則は要らないということですか。

公民館長

あくまでも機関でございまして、規則それは「しめし」的なものであつて、やはり節度を守らなければなりません。この間におきまして、夜間は十時までとなつてゐます。あるいは、日曜、祭日、夜間、公民館の使用といふものを規制して行くならば、地域の住民はいつ利用するかという点になります。

千ヶ崎議員

私は規則は規則として正しい規則を設け、備品の数量、取扱ひ方法などを明記し、時間外の使用、あるいは庭の使用、緊急使用、あるいは後始末の問題等、明確に規定して、大切に使用するようになつていただきたいと思ひます。

千ヶ崎議員

次に、要分館の周囲の柵の問題であります。前にも、何回も要望しておいたわけですが、去る建設委員会の席上でも、どうしても村でできない場合は寄附でまかなふんだという質問も出たわけであり

ます。私は施設は施設、備品は備品ということとで区分して寄附を集めました。柵については、どうも村でつくつてもらわなければならぬ、こういう考えであります。

また、前回の一般質問でも、柵は次年度につくるといふ答弁があつたと思ひます。当初予算にのつていなかったわけでありまして、補正でこれをお願いしたいと思ひますので、この点についてうかがいます。

公民館長

これは、村長の申されてゐる通りに、五十一年度中にはつくりたいということでありまして、当初予算にはのつておりませんが、財源の見通しがつきさえすれば、補正でやっていただけのこと、確実だと思ひます。

村道の補修について

千ヶ崎議員

次に、道路補修についてであります。補修の費用が非常に少ないと思ひますが、災害の出た時点で補正でこれを出すのですから、かゝると思ひます。

建設課長

災害が発生した場合には、被害が大きければ大きいなりに、後で補正をお願いすることになると思ひます。

千ヶ崎議員

くずれた所は、その根元から補修をしていただきたいという要望がありまして、一例を申し上げますと、小貫教育委員さん宅の先から岡里さんの手前の穴などは、も

つきましては、私も公民館長よりのお話に接したこともあるわけですが、当時は建設資金の寄附がまだ集まらないということ、もう少し待つてくれということ、どうも思ひます。そういうことで、看板は掛けないけれども実際には公民館として使用は商工会の規程によりやつてゐる状況で、いろいろな団体が申し込めば、商工会の許可により自由に使つてゐるような状況だと思ひます。

千ヶ崎議員

ただいま収入役さんから、維持管理は商工会でしてゐるということでありまして、こうした契約が必要ではないかと思ひます。無償で商工会に貸してゐるということもあると思ひますので、それともう一つ、利用状況はどのようなふうになっているか。うかがいます。

総務課長

当時覚え書きは、つくりませんでした。ただ、商工会館については、完成した段階で、公民館と併用ということと利用されてほしいということ、話はしてあります。覚え書きをつくらなかつたことは、まさかつたと思ひますが、実質的には補助金は公民館の建設負担金という解釈もされますが、商工会館の建設補助という形で補助は流れてゐる、覚え書きをしなかつたのが、現在のトラブルの原因でありますので、今後は、そのようなことのないようにしたいと思ひます。ご了承のほど、お願いいたします。

伊勢山一郎議員

し尿処理場については、次木部落から出たし尿処理場は、割きくしたもののつては許可しないでほしいということであり、先般教育厚生委員会が開かれて、当委員会といたしましては、採択するということになつてゐるようでありまして、この件につきましては、村としてはどのようなお考えでありますか、うかがいます。

助役

これは、村としても重大問題であります。村としましてはし尿処理業者三社に委託いたしました。し尿処理をされているわけでありまして、いずれの業者にも三月末日をもって、許可の期限が満了となるわけでありまして、その後においてどうするか、という問題につきましては、村自体又は、潮来町外二町一村し尿処理組合、または、広域市町村圏事務組合で、業務を行なう限り村としては、業者委託の方法をとらざるを得ないと思ひます。

伊勢山一郎議員

しかしながら、地域住民の環境の問題もありまして、慎重に取扱わなければならぬと思ひますが、請願が採択されましたから、まだ村長と話をにつめておりませんので、慎重に取扱いたいと思ひます。

伊勢山一郎議員

現在、割きくした穴については、勝手に掘つたんだからということにはなりませんが、村としては、どうなりますか。

助役

採択の条件にもありますように、あの穴については、許可しないつもりであります。保健衛生課長 数日前鉾田町のうろこ社と原さんが役場へ来まし

し尿処理問題について

拠出年金額（51年9月引上げ）

年金種類		改正前	改正後
高齢者年金 標準年金 標準と付加年金 (25年年金)	10 年 年 金	212,250円 (月額17,688円)	246,000円 (月額20,500円)
	5 年 年 金	156,000円 (月額13,000円)	180,000円 (月額15,000円)
	標準(25年年金)	339,600円 (月額28,300円)	390,000円 (月額32,500円)
	標準と付加年金 (25年年金)	399,600円 (月額33,300円)	450,000円 (月額37,500円)
障害年金	1 級	424,500円 (月額35,375円)	495,000円 (月額41,250円)
	2 級	339,600円 (月額28,300円)	396,000円 (月額33,000円)
母子・準母子 遺児年金	子等1人	339,600円 (月額28,300円)	396,000円 (月額33,000円)
	子等2人	349,200円 (月額29,100円)	420,000円 (月額35,000円)

福祉年金額（51年10月引上げ）

年 金 種 類		改 正 前	改 正 後
老 齡 福 祉 年 金		144,000円（月額12,000円）	162,000円（月額13,500円）
障 害 福 祉 年 金	1 級	216,000円（月額18,000円）	243,600円（月額20,300円）
	2 級	144,000円（月額12,000円）	162,000円（月額13,500円）
母子・準母子	子等1人	187,200円（月額15,600円）	211,200円（月額17,600円）
福 祉 年 金	子等2人	196,800円（月額16,400円）	235,200円（月額19,600円）

●保険料の引上げ

保険料の額については、現在の1,400円が52年4月分から2,200円に上げられます。

国民年金

給付額が上がります

拠出は九月・福祉は十月から

このたびの改正は、年金の実質価値の維持向上を図るために給付と負担の両面にわたって制度全体を見直す、財政再計算期を二年早めて行なわれたものです。

ら う た き 報 広

て、古いものが満ばいになっているので、これは使えないから、現場を見に来てくれという事で、見て来たわけですが、確かに古いためには満ばいであります。

業者としても、業務を停止するというわけには行きませんので、何とか早くこの問題を解決してほしいというのを言われて来たわけであります。

今後、地域住民と話し合いをすれば、何とか解決の道があるので、ないかと考えております。

要望もあって、主食を復活させるのは当然なことではありますが、もういった実質的な値上げを議会にお願いはできません、さらに今度の値上げといったことが出て来たわけでもあります。問題は、給食費の引上げをやっているにもかかわらず、議会にはおけないから四月以降五百円の値上げなんだ、こうして以降五百に徴収金条例を提案して、その提案が値上げを含めたものとして提出しているわけでありまして、こう

ては、父兄の皆さんへというチ
ラシで了解いたしますが、特に現
在の不況が村民の生活を一層き
しくしているとき、住民負担を増
大させることは、避けるべきであ
ると私は考えます。

今回の値上げについては、総額
にして約一千万円弱なようであり
ますが、諸物価の高とうというこ
とがあるから値上げをしなければ
ならないという行政指導がなされ
て継続されるとすれば、これはほ
んどどこどこおることを知らない

きないということですか。
教育長 そうです。
内田泰山議員
値上げ分の一般財源からの補てんということはどうですか。
教育長 今のところ、隣接町村との関係もあるものですから、考えておりません。

し尿処理について

助役 確かに処理施設については、こ指摘の通り村の怠まですが、先ほどお答えしたとおり村長が病気のために、採択されてからも合っていない状況であります。よく相談の上善処したいと思います。

内田泰山議員

今の答弁ですが、少なくとも、この処分地の許可という問題は、今日、昨日出された問題ではありませんので、村長の病気がなおつてからではということで、怠ま

麻生警察署でも、不法投棄をすればすぐ取りしまるとのことであり、村が当然やらなければならぬ問題を放置していたところに問題があり、潮来町に処理場ができるそうですね。それを利用するような方法をとれば、解決するだろう。しかし一、二年はかかるだろう。その間の村の処理をどうするかという点を、うかがいます。

助役：だいたい、村長が休んでおりますので、病気がなおり次第よく相談をいたしましてやって行きたいと思います。

視の政治姿勢が、端的にこうしたところに現われているのではないかと思いうけてあります。

昨日、センター所長さんからも父兄の皆さんへという値上げの、やむをえないものであるという父兄の了解のためのチラシが出されているわけで、その点について第一番目に本当に現行給食費の父母負担の値上げをどうしてもしなければならぬのかという点をこ説明願います。

教育長 ただいまのお話で、議会にはほならないということがございましたが、そういうわけですの

諸物価の高騰は続けられておりますので、それが値上げ要因を廃除しない限り、給食費の父母負担はどんなあけて行くんだという理屈が行政指導上の基本になって行くことすれば、これはますます行政に疑わくが集中されて行くことは間違ひございません。

そういう観点から、値上げをしないためにどういふ努力がなされたか、値上げのための努力がなすれを優先したか。その点ご答弁お願いします。

教育長 値上げを優先したか値下げを優先したかということでござ

内田泰山議員
次に、二番目の質問については伊勢山議員の質問による答弁で了解されたのでありますが、し尿処理関係の義務づけは、廃棄物処理及び清掃に関する法律が四十六年につくられましたが、今までの村内業者である、原光夫氏の処分地は許可になっていいるとはいへ、その現状は生投棄の前提で許可になっていると、今問題になっている増設の処分地への許可ですが、おそらくこれも投棄が生でやらねざるをえないのではないかと。今までの行政上の意まじ、行政指導の意

給食費の値上げ

について

内田泰山議員
昨年三月に、二百円値上げになり、そのあと村議会にはからな
いまま、実質的な月曜日の給食中止
というところで給食費を値上げさせ
ていたわけです。父兄の月曜日弁
当持参はやらないでほしいという

したけれども、値上げしなければならぬということ、物価が上つたということの一言につきます。その他の理由はございません。

内田泰山議員

物価の値上げが原因だということでありますが、その内容について

「のものを供給できない」という観
点に立ちまして、そういうように
したわけであります。

補足しますが、隣接町村の例も
参考にいたしました。

内田泰山議員

値上げをしなければ五日制はで

いかというふうに思うわけです。今後とも生投棄をそのまま認めて行政指導を行なっていくのか。廃棄物処理施設をもつ気があるのかどうか、具体的な計画内容について、先がたも答弁もあったわけですから、お願いします。

結婚相談

月1回結婚相談日を設置していますのでご利用ください。

公民館・9時～4時まで
8月20日・9月21日・10月21日
相談には、農業委員と就業改善相談員があたり
ます。なお、農地相談もあわせて行なっています

衣

夏は何といつても、洗いのきく木綿が一番です。洗いざらした肌着が汗を吸う時、健康のありがたさを感じます。

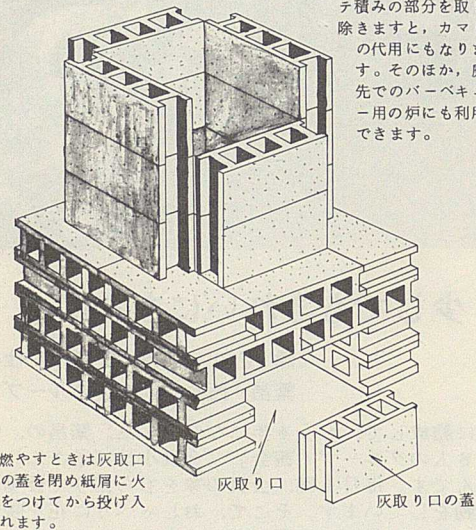
天然纖維の丈夫さ、風合い、吸湿力が見直されたのでしょうか、最近の夏の衣類は、一時のようにレーヨン、テトロン物は陰をひそめ、綿、麻などの天然繊維と化繊の混紡物が主流となってきたようです。

また忘れてならないのは、衣類の虫干しです。七月下旬の土用す。ぎから八月の中頃までが最適です。湿度も少なく、気温も高い時なので、このチャンスをのがさず、衣類や書籍に“風”を入れましょう。いかにも暑苦しい仕事なので、戸や窓をカ拉里と開け放ち、室内に細引き等の丈夫な綱を張り、衣類を三、四時間陰干しします。梅雨をすぎ、どこことなく湿気です。板”のように衣裳箱の中で押しつけられていた衣類も、この風通しでフンワリとなって寿命ものびます。

虫干しのコツは①絶対に太陽にさらさないこと②日焼けを防ぐ③晴天の午前九時頃から始めて曇る際には仕舞う④夕方の虫が出来る頃まで干しているのと逆に卵を生みつけられる⑤適切な防虫剤をたっぷり入れ密封して保存します。

書籍の場合も、決して日光にさらしたりして干しすぎないことが大切。日蔭で、しかも並べるだけでなく、一冊ずつページをめくって風を入れて大切な本をいたわりますよ。

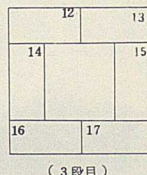
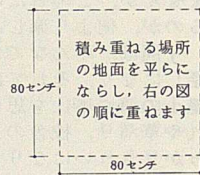
(完 成 図)



この焼却炉の上三段のタテ積み部分を取り除きますと、カマドの代用にもなります。そのほか、庭先でのバーベキュー用の炉にも利用できます。

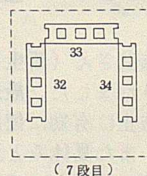
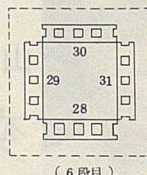
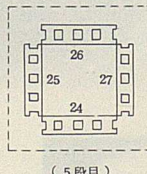
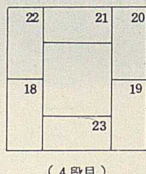
簡易ごみ焼却炉をつくりましょう

材料は厚さ10センチの重ブロックが34枚だけ。
煙突も、ロストルも、セメントも、砂もいりません。



< 燃やし方 >

- 野菜くず、調理くず、果物の皮などのなまものを燃やすときは、水をよく切り、あらかじめ木片や紙を燃やしておき、火力がおとろえないうちに上から平均に散布するようにして投げ入れます。
水をよく切らなかつたり、火種の火力がおとろえてから投げ入れますと、十分に燃えません。
- ビニールやポリエチレンの袋やびん類を燃やすときも、十分に火種を作っておいてから投げ入れます。この場合なるべく一度にまとめて入れずに適当な大きさに切断して徐々に投げ入れます。
- ガラスびんは、同じく木片や紙を燃やして十分に加熱し、冷めないうちに素早く取り出して冷水をかけます。そうすると、細かい亀裂が無数に入りますから、あとは軽く叩けば粉碎できます。それは、庭先に穴を掘って埋めてしまえば、危くありません。
- 燃やすものによって火の粉や灰が舞い上がるときは、最上部に積んだ3枚のブロックを倒して平らに積みかえ、燃え上がる火勢をおさえるように三方から覆ってください。
- 燃やし終わったら、灰が飛び散らないように上から水を散いてください。
- ご不明の点は役場調査企画室までお問い合わせください。



子供の積み木細工のように
ただ重ねるだけで、
女性にでも、子供にでも簡単に
組み立てることができ
ます。

~~~~番号の順に積み重ねて下さい~~~~

## 働きたい婦人のために 経理の講習会を

茨城婦人少年室では、中高年令婦人に経理事務の職業に就業できるように、講習会を開催します。  
問い合わせ、申し込みは、労働省茨城婦人少年室（茨城労働基準局内）水戸市北見町一（一）（☎〇二九二一一三九一五）へお願いします。  
申込書の郵送ご希望の方は、返信用五十円切手を同封して申し込んでください。  
募集要領など

募集人員 三十名  
応募資格 三十才〜四十五才の婦人で、講習会修了後就職の希望のある方  
講習期間 9月28日〜10月14日  
午前9時〜午後4時（土・日・月曜日は休講です）  
受講料 無料（教材費等五百円程度）  
申込締切

### 戦傷病者等の妻に

## 特別給付金を支給

- 恩給法の特別項症から第五項症までの戦傷病者の妻が、第一回の特別給付金（十万円）を受け給し、昭和五十一年に償還が終ったもので、昭和五十一年十月一日において増加恩給等に受けているものの戦傷病者の妻は継続して、特別給付金（額面三十万円十年償還国債）が支給されます。
- 昭和三十八年四月二日以後に戦傷病者と婚姻した妻、及び同日以後事後重症により戦傷病者となった者の妻で、戦傷病者が昭和四十八年四月一日において、傷病恩給等を受けているものに特別給付金（額面十万円又は五万円、十年償還の国債）が支給されます。
- 昭和六年九月十八日以後、昭和十二年七月七日（満洲事変間）前に公務上の傷病にかかった軍人等、これにより昭和四十八年四月一日において傷病恩給を受けているものの妻に、特別給付金（額面三十万円又は十五万円、十年償還の国債）が支給されます。

## 北 浦 村 の 人 口 と 世 帯

（昭和50年国勢調査） S 50・10・1 △印減

| 区 分<br>地 区 別 | 昭 和 50 年 国 勢 調 査 |            | 昭 和 45 年 国 勢 調 査 |            | 差 引 増 減 |         |
|--------------|------------------|------------|------------------|------------|---------|---------|
|              | 世 帯 数            | 世 帯 人 員    | 世 帯 数            | 世 帯 人 員    | 世 帯 数   | 世 帯 人 員 |
| 吉 川          | 1 0 4            | 5 0 2      | 1 0 3            | 5 2 4      | 1       | △ 2 2   |
| 繁 昌          | 2 6 7            | 1, 2 1 5   | 2 4 1            | 1, 1 5 4   | 2 6     | 6 1     |
| 中 根          | 9 4              | 4 3 9      | 9 3              | 4 7 9      | 1       | △ 4 0   |
| 山 田          | 3 9 0            | 1, 6 5 8   | 3 6 5            | 1, 5 9 2   | 2 5     | 6 6     |
| 津 澄 地 区      | 8 5 5            | 3, 8 1 4   | 8 0 2            | 3, 7 4 9   | 5 3     | 6 5     |
| 行 戸          | 1 7 1            | 8 0 1      | 1 6 9            | 8 3 4      | 2       | △ 3 3   |
| 小 幡          | 2 4 0            | 1, 1 8 1   | 2 4 1            | 1, 2 1 9   | △ 1     | △ 3 8   |
| 南 高 岡        | 9 6              | 4 7 7      | 9 7              | 4 7 2      | △ 1     | 5       |
| 北 高 岡        | 4 6              | 2 1 8      | 4 7              | 2 3 2      | △ 1     | △ 1 4   |
| 要 地 区        | 5 5 3            | 2, 6 7 7   | 5 5 4            | 2, 7 5 7   | △ 1     | △ 8 0   |
| 両 宿          | 1 2 2            | 5 6 6      | 1 1 7            | 5 6 1      | 5       | 5       |
| 内 宿          | 9 7              | 4 3 0      | 9 4              | 4 5 3      | 3       | △ 2 3   |
| 成 田          | 7 5              | 4 0 0      | 5 8              | 3 2 2      | 1 7     | 7 8     |
| 三 和          | 1 5 0            | 6 9 5      | 1 4 7            | 7 1 6      | 3       | △ 2 1   |
| 長 野 江        | 7 8              | 3 4 1      | 7 2              | 3 3 9      | 6       | 2       |
| 次 木          | 7 0              | 3 1 0      | 6 8              | 3 2 1      | 2       | △ 1 1   |
| 小 貫          | 3 6 8            | 1, 6 8 6   | 3 5 7            | 1, 7 3 1   | 1 1     | △ 4 5   |
| 武 田 地 区      | 9 6 0            | 4, 4 2 8   | 9 1 3            | 4, 4 4 3   | 4 7     | △ 1 5   |
| 北 浦 村 合 計    | 2, 3 6 8         | 1 0, 9 1 9 | 2, 2 6 9         | 1 0, 9 4 9 | 9 9     | △ 3 0   |

この表は調査区単位に集計したので部落単位の数には多少の相違があります。（武田開拓地区は小貫で集計）

注意  
しま  
し  
よう



## 山田森弘さん 交通指導車を 寄贈

山田の森弘さん（新生自動車）より、役場へ交通指導車が寄贈されました。最近交通事故が増加してきており、交通事故防止に有効に使用したいと思ひます。これから暑い時期、また夏休みと重って、気のゆるみから事故の多発シーズンにもなっています。くれぐれも注意しましょう。



## 少しでもきれいになれば…

津澄小へ清掃の奉仕  
繁昌「茜会」8人のグループ

48年に結成して、もう4年になりました。繁昌の、気ままな8人のグループ「茜会」（会長小林邦子さん）のみなさんです。毎月1回、会員の家をもち回りで会場にあて活動をしています。そこで、おしゃべりに花を咲かせたり、着付や料理の実習など、自由でいろいろのことをしています。忙がしい忙がしいでなかなか暇をつくれませんが、この日だけは時間をさきます。集って活動するのが、何より楽しみだそうです。

今回は、みんなで何か役に立つことでもしようという話しになり、それでは、少しでもきれいになればと、津澄小の清掃奉仕を思ひたちました。荒れた花だんの手入れや草刈り、校舎のまわりのドブさらい…お陰さまですっかりきれいになりました。

最後に、これからも毎年1回くらいは続けたいですと話をしてくれました。（6月20日）

## スポーツの結果

村民総合体育大会

一位 青少年クラブ

二位 青年団

三位 Y P C

郡民総合体育大会

総合二位 北浦村

陸上 女子一位

卓球 青年一位

一般一位

ママさんバレーボール

津澄一位

小貫二位

お父さんソフトボール

津澄二位

すもう

二位

## 24日開幕

## 村内野球大会

今年も、この二十四日から村内野球大会が開幕されます。二十チームぐらゐの出場が予想され、八月中旬めざして熱戦がくりひろげられることでしょう。四アブロックにわけて、ブロックリーグ戦決勝トーナメントに進める予定です。

## 人事異動

新採

清水則夫（内宿）出納室

退職

武田寿一 総務課

勢司洋子 出納室